

## 農業改革に関する意見

平成 26 年 5 月 14 日  
規 制 改 革 会 議  
農 業 ワーキング・グループ

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農業者の高齢化や次代の後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業を巡る環境は危機的状況にあると言える。

こうした中であっても、これらの課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を超えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

今回の農業改革は農業政策上の大転換をするラストチャンスである。このような基本認識の下、規制改革会議として、以下のとおり非連続な農業改革を断行することを提言する。

### 1. 農業委員会等の見直し

農業をめぐる社会経済の構造変化に対応して、農業委員会は、遊休農地対策や転用違反對策に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

残された時間的な猶予は少ない中で、大先輩と若者、地域と域外参入者等の多様なコラボレーションを実現させ、農業者の創意工夫を最大限引き出すため、農地利用推進員を新設するなど農業委員会の実務的機能の強化を図る。

#### 【選挙・選任方法の見直し】

- より実務的に機能する者を選任することができるよう選挙制度を廃止し、選任委員に一元化する。これに伴い、市町村長は、農地法の公正な運用、農地の監視・改善指導、他の農業委員会・NPO等との連携などの実務に精通し、農業者の創意工夫を最大限引き出すことに優れた識見を有する者を農業委員として選任する。
- 制度の中立的で健全な運用を担保するため農業団体等からの推薦制度を廃止する。
- 機動的な対応を可能とするため、農業委員は5名から10名程度の規模にする。
- 委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払う。
- 複数の市町村による事務局の共同設置など業務の円滑な実施ができるよう事務局体制を強化する。

#### 【農地利用推進員の新設】

- 農地集約化や耕作放棄地の状況を調査し、農地の利用調整活動を行う農地利用推進員(仮称)の設置を法定化する。  
農地利用推進員は、農地の監視活動などを通じて農業委員会決定の前提となる事実・情報を収集・整理して農業委員会に報告する業務を担う。

- 農地利用推進員は、遊休農地の利用状況調査、利用意向調査等の実務を担う。
- 農地利用推進員は、地域の実情に応じて担当地域を決めた上で一定の枠内において市町村長が選任し、そのうち1、2名を新規参入サポーターとしてその連絡先を公表し、新規就農者が容易にコンタクトできるワンストップサービスを実現させる。

#### 【都道府県農業会議・全国農業会議所制度の廃止】

- 農業委員会の自主性・主体性を強化する観点から、農業委員会等に関する法律に基づく都道府県農業会議・全国農業会議所制度は廃止する。

#### 【情報公開等】

- 農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。
- 農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実にを行い、農地ごとにその利用状況を公表する。
- 農業委員会は、自らの使命を認識し、的確な業務の遂行に努めるものとする。農水省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。

#### 【遊休農地対策】

- 農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。
- 遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じる以前であっても、遊休農地に対する市町村長の措置命令が、早期に、かつ、実効的になされるようにするとともに、これについて農業委員会が市町村長に対して職権発動を促す仕組みをつくる。

#### 【転用違反への対応】

- 農地転用違反に対する農水大臣・都道府県知事の処分が実効的になされるよう農業委員会が農水大臣又は都道府県知事に対して職権発動を促す仕組みをつくる。

#### 【権利移動の在り方の見直し】

- 農地の権利移動についての許可は、農地として利用される場合については、法人に権利移動がされる場合を除き原則として届出とする。

#### 【行政庁への建議等の業務の見直し】

- 農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。

#### 【転用制度の見直し】

- 農振地域等における植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、転用基準の緩和を図る等、より迅速な転用が可能と

なるよう制度及び運用の見直しを行う。

#### 【転用利益の地域の農業への還元】

- 農地が国民のために限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、地域における農地の適切な保全を図りつつ、農地流動化を促進するため、農地を農地以外のものに転用する場合、その際の転用利益を地域の農業に還元するための方策について検討する。

## 2. 農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ。

さまざまな担い手による協働の中から地域農業の多様な経営・技術の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進する。

#### 【事業要件・役員要件・構成員要件の見直し】

- 事業要件は、廃止する。
- 役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。
  - ※ リースの場合における役員の要件についても同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行う。
- 構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けない。

#### 【事業拡大への対応等】

- 次に掲げる事項を満たすものとして農業委員会の許可を得た法人（農事組合法人、株式会社のうち公開会社でないもの又は持分会社）については、農業生産法人の要件を適用しないものとする。
  - ▶一定の期間、農業生産を継続して実施していること
  - ▶地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- 法人が退出するに際しては農業委員会の許可を得なければ退出できない旨の規制を設ける。この場合において、農業委員会は、退出しようとする法人が農地を農地として適切に保全をし、かつ、自ら第三者に農地として権利移転を行い、又は農地中間管理機構に農地中間管理権の設定等を行った場合に許可をするものとする。
- 法人が所有する農地が耕作の目的に供されず、加えて役員等の所在が明らかでないときは、農業委員会は、一定の手続に基づき、農地中間管理機構に対し、その農地の管理及び処分をすることを命じることができるものとする。

### 3. 農業協同組合の見直し

各農協がおかれた環境は、地域によってさまざまであるため、中央からの共通の指導に基づくよりも、各農協が、自主的に単独でまたは連携して戦略を策定し、実効的に成果を上げることができる仕組みをつくる。

各農協が、不要なリスクや事務負担を軽減して、経済事業の強化を図る。

各農協が、時代の変化に対応し、6次産業化にリーダーシップを発揮し、農業者に最大の利益を還元できるよう外部から経営に精通した者を積極的に登用し、執行体制を整える。

#### **【中央会制度の廃止】**

○単協が地域の多様な実情に即して独自性を発揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むことができるよう、中央会主導から単協中心へ、「系統」を抜本的に再構築するため、農業協同組合法に基づく中央会制度を廃止し、中央会は、新たな役割、体制を再定義した上で、例えば農業振興のためのシンクタンクや他の団体等の組織としての再出発を図る。

#### **【全農の株式会社化】**

○農業者の利益増進に資する観点から、農産物の流通に関する我が国最大規模の組織である全農がガバナンスを高め、グローバル市場における競争に参加するため、全農を株式会社に転換し、バリューチェーンの中で大きな付加価値を獲得できる組織としての再構築を図る。

#### **【単協の専門化・健全化の推進】**

- 単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の専門化・健全な運営を推進する。
- 単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、以下の選択を行い、不要なリスクや事務負担の軽減を図る。
- ▶農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）に信用事業を移管し、単協は、信用事業に関する業務を行わない。
  - ▶農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）に信用事業を移管し、単協は、農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）の統括の下で窓口・代理業を実施し契約に基づいた業務に応じた報酬を得る。
- 単協の行う共済事業については、単協は、全国共済農業協同組合連合会の統括の下で窓口・代理業を実施し契約に基づいた業務に応じた報酬を得る。

#### **【理事会の見直し】**

○外部との連携、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図り、役員に外部者の登用を図るため、理事の過半は、認定農業者及び地域内外問わず民間経営経験があり実績を十分有する者とする。例えば、製造業、流通業の生産管理、購買管理、グローバル担当、営業、知財管理、経営管理等の役員経験者で地域になじみや所縁のある者を積極的に登用し、農協の体制強化を図り、攻めの農業の新時代に対応する。併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や

女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。

**【組織形態の弾力化】**

- 多様な組合員や地域住民のそれぞれのニーズに対応して農協が的確なマネジメントを行えるよう、単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにする。

**【組合員の在り方】**

- 准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の2分の1を越えてはならない。

**【他団体とのイコールフットィング】**

- 安易に行政が農協系統に行政代行的業務を行わせることがないようにするため、農業関係法令の規定の整備を図るとともに、地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うものとする。農水省は、自治体が地方行政として農政の推進を図ることができるよう適切な措置を講じる。

**4. その他**

上記に記載した事項のほか、規制改革ホットライン等に寄せられた要望等に適切に対応する。

以上